

岩手県告示第 513 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 20 年 7 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 紫波郡矢巾町大字土橋第 10 地割から岩手郡滝沢村滝沢字巣子（別紙図面のとおりに）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部、盛岡市役所、矢巾町役場、滝沢村役場並びに国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。